

「期日前投票宣誓書」を事前に記入していただくとスムーズに投票できます。

記入例

期 日 前 投 票 宣 誓 書

私は、令和8年2月8日執行の標記選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。下記は、真実であることを誓います。

令和8年

月

日

☐ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭等

☐ 投票区外に外出、旅行、滞在

☐ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行困難

☐ 他市町村に居住

☐ 天災又は悪天候により、投票所に到達困難

氏名、生年月日等を本人が記入してください。

氏 名

宇 治 太 郎

生 年 月 日

明 大 昭 平 西 暦

26 年 3 月 1 日

住 所

※表面記載の住所と異なる場合のみ記入してください。

選管記入欄

宣誓書 代筆者( )

☐代理投票

☐点字投票

注意

事項

※本人以外の宣誓書に記入しないでください。記入する前に、表面の宛名が自分自身のものか確認してください。

※期日前投票をする日までに投票所入場券が届いていない場合や、期日前投票所へ投票所入場券を持参するのを忘れた場合は、期日前投票所に設置の宣誓書をご利用ください。

※宣誓書への記入が十分にできない人は代筆することができます。

※投票日当日(2月8日)に各投票所で投票する場合は、宣誓書に記入する必要はありません。

記入方法等は次のとおりです。

1

期日前投票をする日付を記入してください。

2

本人が氏名・生年月日を記入してください。

3

表面に記載されている住所と異なる場合（住所変更をした）のみ記入してください。

期日前投票所の混雑状況について

※投票日が近づくにつれて、投票者数が増加する傾向にあります。比較的に開設期間の前半や平日のご利用をご検討ください。

※混雑する時間帯:午前10時～午後2時

宇治市で投票できる人

平成20年2月9日以前に生まれ、次のいずれかに該当する人。

- ①令和7年10月26日以前に宇治市に転入し、引き続き市内に住んでいる人。
- ②令和7年10月27日以後、宇治市から他の市区町村に転出した人。

宇治市に3か月以上継続して居住した後に転出し、新住所地で3か月経過していない場合、宇治市で投票できる場合があります。

なお、令和8年1月21日以後に宇治市内で転居した人は、転居前の住所地の投票所で投票してください。ただし、いずれの場合も宇治市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

詳しくは選挙管理委員会事務局へおたずねください。

前住所地で投票しなければならない人

令和7年10月27日以後に他の市区町村から宇治市へ転入した人は、まだ宇治市の選挙人名簿に登録されていないため、前住所地で投票してください。

ただし、投票する市区町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

3種類の投票

今回の選挙では、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙によって議員を選びます。また、最高裁判所裁判官国民審査は、罷免を可とする裁判官を選びます。

- 小選挙区選挙…候補者の氏名を書き投票してください（あざぎ色の投票用紙）
- 比例代表選挙…政党名を書き投票してください（ピンク色の投票用紙）
- 国民審査…最高裁判所裁判官の国民審査の投票用紙には罷免を可とする裁判官に×記号を書き投票してください（うぐいす色の投票用紙）

<投票順序>

初めに小選挙区選挙を投票します。投票後、比例代表選挙と国民審査の投票用紙をお渡ししますので、それぞれ投票してください。

投票所入場券

選挙人一人一人に2月上旬に順次お送りします(同一住所でも配達日が異なる場合があります)。投票日に投票所へお持ちください。

また、投票所入場券が届かなかったり、なくしたり、忘れたりした場合等でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所で申し出てください。

身体が不自由な人、読み書きが十分にできない人、目が不自由な人は代理投票や点字投票ができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

不在者投票

<一般の不在者投票>

宇治市の選挙人名簿に登録されている人が宇治市以外の市区町村で投票を行う場合は次の①～③の手順で投票してください。

- ①投票日に投票所に行けない理由を書いた不在者投票宣誓書兼請求書を直接又は郵便(ファクス不可)で宇治市選挙管理委員会に提出し、投票用紙の請求をします。不在者投票宣誓書兼請求書は最寄りの選挙管理委員会にある他、市ホームページからも印刷することができます(マイナンバーカードを利用した電子申請については、市ホームページをご覧くださいか、選挙管理委員会までお問い合わせください)。
- ②投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書が本人に郵送されます。
- ③郵送された投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書を滞在地の選挙管理委員会へ持参し、投票します。投票時間は滞在地の選挙管理委員会へ、あらかじめお問い合わせください。なお、投票された投票用紙は滞在地の選挙管理委員会から宇治市選挙管理委員会に送付されますが、2月8日(日)の午後8時まで投票所に届かなければ無効になりますので、できるだけ早く請求し、投票してください。

<指定病院等の不在者投票>

都道府県選挙管理委員会の指定する病院や老人ホーム等に入っている人は、病院(施設)長等が不在者投票用紙等を請求人に代わって請求することにより、その施設で投票することができます。詳しくは病院等にお問い合わせください。

<郵便等による不在者投票>

手帳等に、下表(表1)のいずれかの記載のある人は、自らの記入で郵便等による不在者投票が自宅等でできます。また、郵便等による不在者投票の対象者で、かつ、手帳等に下表(表2)のいずれかの記載がある人は、代理人の記入で投票ができます。いずれの制度の利用にも、事前に宇治市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」が必要ですので申請してください。申請書は宇治市選挙管理委員会にある他、市ホームページからも印刷ができます。「郵便等投票証明書」の交付を受けた上で、2月4日(水)まで(必着)に不在者投票の請求を行う必要がありますので、できるだけ早く手続してください。

表1：郵便等による不在者投票の対象者

| 手帳等の種類    | 障害名等                         | 障害の程度        |
|-----------|------------------------------|--------------|
| 身体障害者手帳   | 両下肢、体幹又は移動機能の障害              | 1級又は2級       |
|           | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害    | 1級又は3級       |
|           | 免疫又は肝臓の障害                    | 1級から3級まで     |
| 戦傷病者手帳    | 両下肢又は体幹の障害                   | 特別項症から第2項症まで |
|           | 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害 | 特別項症から第3項症まで |
| 介護保険被保険者証 | 要介護状態区分が要介護5                 |              |

表2：郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

| 手帳等の種類  | 障害名等      | 障害の程度        |
|---------|-----------|--------------|
| 身体障害者手帳 | 上肢又は視覚の障害 | 1級           |
| 戦傷病者手帳  | 上肢又は視覚の障害 | 特別項症から第2項症まで |

在外投票

仕事や留学等で海外に住んでいる宇治市在外選挙人名簿登録者が、選挙期間中に一時帰国している場合や帰国してまだ間がないため国内の選挙人名簿に登録されていない場合は、宇治市内で期日前投票又は当日投票が可能です。期日前投票は市役所1階ロビーで、当日投票は宇治市職員会館(第4区投票所)で、いずれも宇治市在外選挙人証の提示が必要です。帰国先が遠方のため宇治市内で投票できない方は不在者投票が可能です。

選挙公報

候補者の氏名・政見等を掲載した選挙公報は、指定業者が下記期間に各戸配布します。

<選挙公報配布期間> 衆議院議員総選挙公報 2月6日(金)までに配布

もし、選挙公報が届かない場合は、下記連絡先へご連絡ください。

<連絡先> 読売中央販売株式会社(06-6315-5751)

インターネットを使った選挙運動について

有権者及び候補者・政党等は、インターネットを使った選挙運動ができます。ただし、インターネットでの投票はできません。詳しくは、市ホームページをご覧ください。